

# 社会保険事業状況（平成17年12月現在）

## I. 医療保険

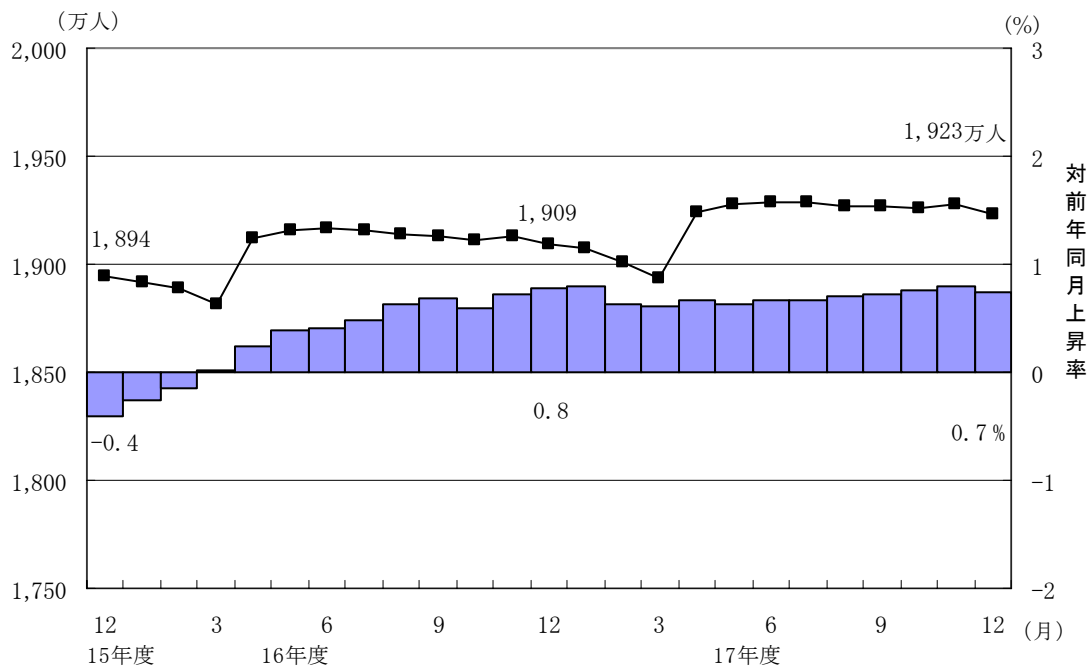
### 1. 総括

#### (1) 適用状況

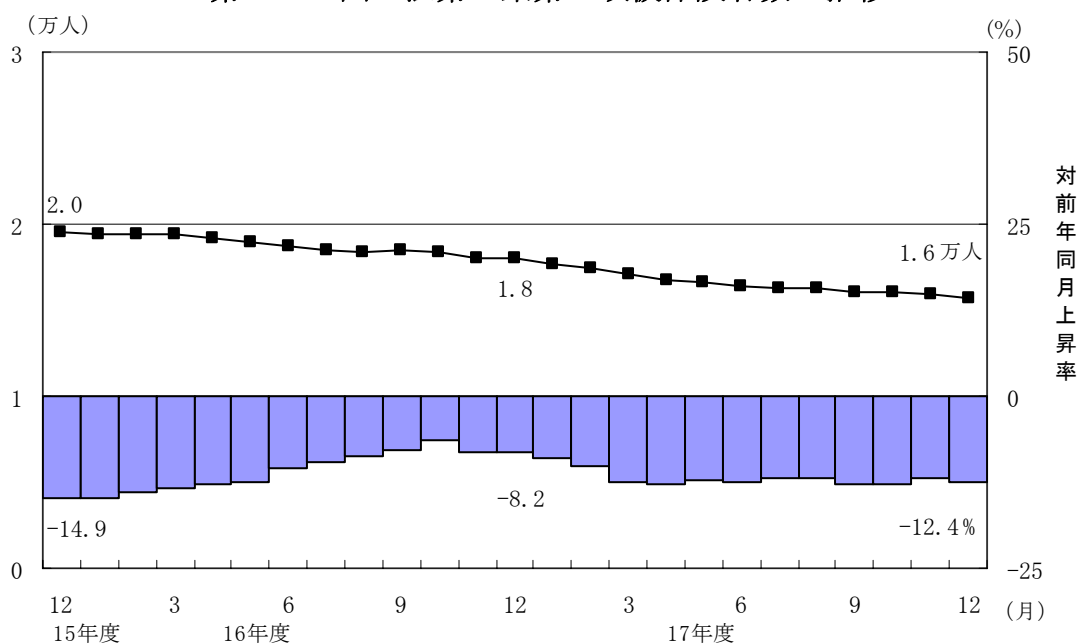
平成17年12月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,923万1千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は14万2千人（対前年同月比0.7%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.4%減）、船員保険は1千人（同0.8%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月末）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月末）、共済組合444万9千人（17年3月末）となっている。

また、平成17年12月末現在の政管健保適用の事業所数は151万2千（対前年同月比1.0%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.6%減）、17年11月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.2%減）となっている。

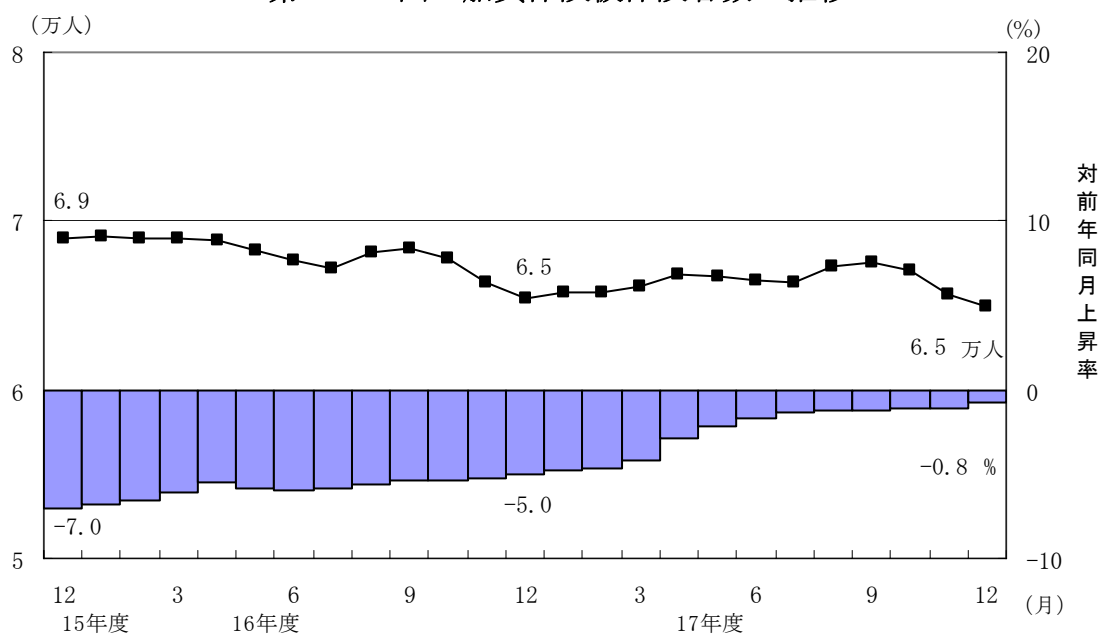
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年12月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万4,266円（対前年同月比0.0%増）であり、船員保険38万2,532円（同0.2%減）である。また、法第3条第2項被保険者の17年11月末の賃金日額の前平均は1万2,862円（同2.1%減）である。

平成17年12月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保52万1千か所、法第3条第2項被保険者73か所、船員保険の船舶所有者数1,853か所となっている。被保険者数は、政管健保970万1千人、法第3条第2項被保険者3,012人、船員保険27,347人となっており、

標準賞与額の平均は、政管健保36万6千円、法第3条第2項被保険者8万9千円、船員保険54万4千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年12月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,278万1千人（対前年同月比0.8%増）、法第3条第2項被保険者1万4千人（同12.1%減）、船員保険7万5千人（同2.1%減）である。

平成17年12月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の内平均は、政管健保31万6,159円（対前年同月比0.2%減）、船員保険40万8,958円（同0.2%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年11月末の賃金日額の平均は1万2,689円（同4.0%減）である。

## (2) 給付状況

平成17年12月の保険給付費は、政管健保3,391億7千万円（対前年同月比2.0%増）、法第3条第2項被保険者分2億5千万円（同6.2%減）、船員保険21億5千万円（同1.0%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同1.1%増）、法第3条第2項被保険者1万6千円（同6.7%増）、船員保険3万3千円（同0.2%減）である。

## (3) 診療費の状況

平成17年12月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,359億3千万円（対前年同月比0.7%増）、法第3条第2項被保険者分2億4千万円（同4.4%減）、船員保険18億5千万円（同1.6%減）である（第I-1表参照）

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年12月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,885	39,850	33,593	1.1	△ 2.2	0.7
法第3条第2項	12	29	24	△ 8.0	△ 10.6	△ 4.1
組合健保	17,511	31,831	25,310	1.6	△ 1.7	0.7
船員保険	92	197	185	△ 1.6	△ 3.7	△ 1.6
共済組合	5,779	10,486	8,460	0.6	△ 2.4	△ 0.2
小 計	44,280	82,394	67,572	1.3	△ 2.0	0.6
国 保	30,018	68,129	66,416	4.7	1.4	5.1
老人保健	21,654	66,470	78,915	△ 4.8	△ 6.3	△ 1.1
合 計	95,952	216,993	212,903	0.8	△ 2.3	1.3

- (注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。  
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。  
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

## 2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

### (1) 適用状況

平成17年12月末現在の被保険者数1,923万1千人のうち、男子の被保険者数は1,203万3千人（対前年同月比0.7%増）、女子は719万8千人（同0.9%増）である。また、任意適用被保険者数は50万3千人（同1.1%減）で全体の2.6%である。

平成17年12月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,585円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万6,869円（同0.2%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成17年12月末現在の被扶養者数は1,647万人で、扶養率は0.856となっている。

### (2) 給付状況

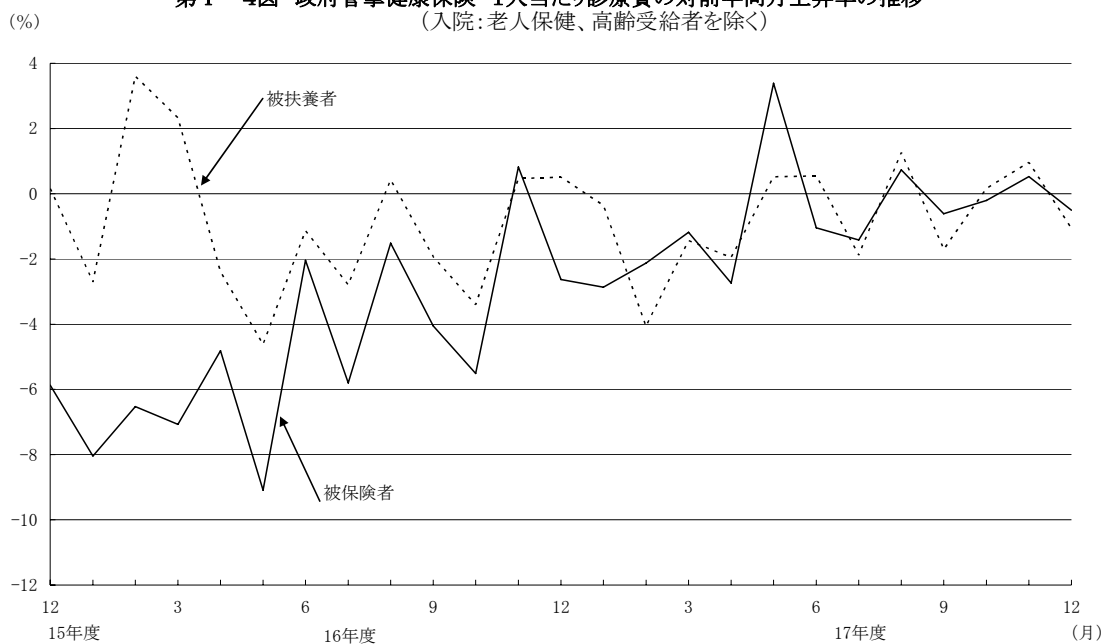
平成17年12月の保険給付費は、3,391億7千万円（対前年同月比2.0%増）となっており、うち、医療給付費は3,141億2千万円（同2.5%増）で保険給付費の92.6%を占めている。また、傷病手当金は106億9千万円で保険給付費の3.2%を占めている。

### (3) 診療費の状況

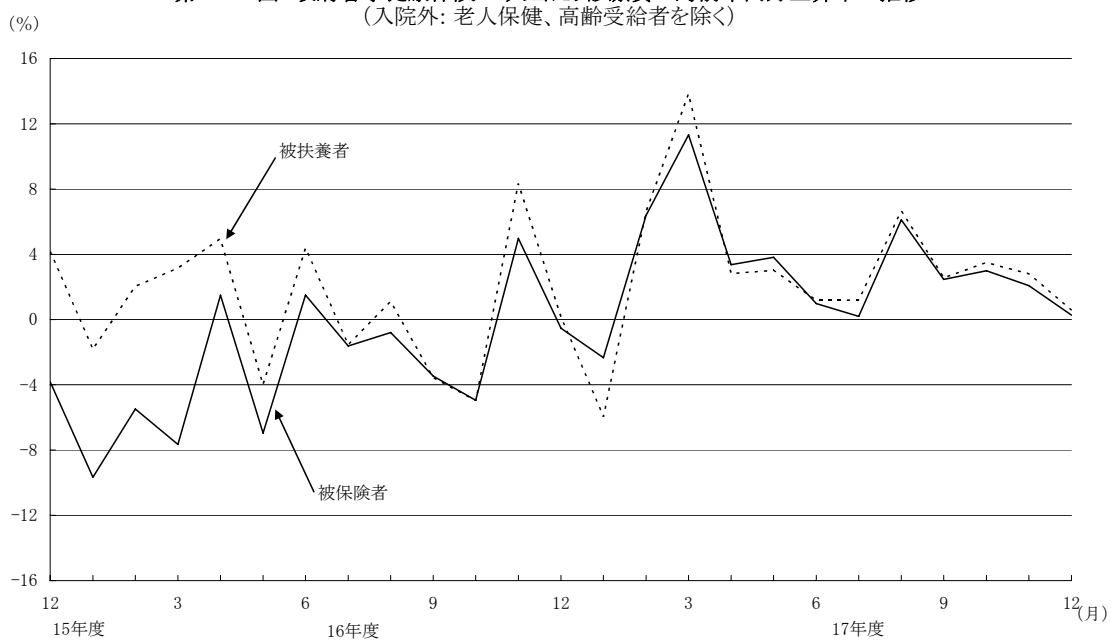
平成17年12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,274円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,897円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,858円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が562.57、被扶養者が649.99、高齢受給者が1,419.67であり、1件当たり日数は、被保険者が1.86日、被扶養者が1.93日、高齢受給者が2.34日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,856円、被扶養者が7,879円、高齢受給者が9,884円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



### 3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

#### (1) 適用状況

平成17年12月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比11.0%減）、女子は4千人（同16.5%減）である。

平成17年12月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.638となっている。

#### (2) 給付状況

平成17年12月の保険給付費は、2億5千万円（対前年同月6.2%減）となっており、うち、医療給付費は2億3千万円（同2.8%減）で保険給付費の90.8%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の8.2%を占めている。

#### (3) 診療費の状況

平成17年12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,609円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,120円、高齢受給者の1人当たり診療費は16,852円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が506.43、被扶養者が458.13、高齢受給者が834.27であり、1件当たり日数は、被保険者が2.33日、被扶養者が2.30日、高齢受給者が2.69日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,147円、被扶養者が8,672円、高齢受給者が7,513円である。

## 4. 船員保険

### (1) 適用状況

平成17年12月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月1.7%増）、漁船（い）が1千人（同3.4%増）、漁船（ろ）が1万9千人（同6.1%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同0.6%減）である。

平成17年12月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万261円（対前年同月比1.6%減）、漁船（い）が37万6,090円（同1.3%増）、漁船（ろ）が33万8,885円（同3.0%増）である。平成17年12月末現在の被扶養者数は10万4千人で、扶養率は1.605である。

### (2) 給付状況

平成17年12月の保険給付費は、21億5千万円（対前年同月比1.0%減）となっており、うち、医療給付費は18億円（同0.5%減）で、保険給付費の83.5%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の13.0%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成17年12月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,663円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,516円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,669円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が510.88、被扶養者が617.07、高齢受給者が1,328.33であり、1件当たり日数は、被保険者が2.29日、被扶養者が2.03日、高齢受給者が2.51日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,831円、被扶養者が8,413円、高齢受給者が9,793円である。